

農地整備事業「駄野地区」が完了します！

農村整備課

昭和44年～昭和56年にかけて県営ほ場整備事業により整備した駄野地区（波佐見町）を再整備しました。

平成29年度に採択を受け、令和4年度完了を目指して事業推進しています。今年度は完了に向けての付帯工事を実施中です。

整備されたほ場では、水稻、ばれいしょ、キャベツ等の作付けが始まっています。

これから、畑作物も取り入れた、収益性の高い水田農業の展開が期待されます。



駄野地区 全景



ばれいしょ作付け状況

【駄野地区概要】

事業名：農地整備事業（経営体育成型）

工期：平成29年度～令和4年度

事業費：1,522百万円（予定）

事業内容：区画整理 A=64.6ha、暗渠排水 A=59.4ha

計画作物：水稻、たまねぎ、ばれいしょ、キャベツ他

今、考えよう！『農地の相続』～相続登記の義務化～ 用地管理課・土地改良課

【背景】相続登記されない土地等、いわゆる「所有者不明土地」は、国土の22%（九州本土面積以上）に達していると言われており、今後も増加する恐れがあります。

【課題】所有者不明土地は、土地の有効な活用の妨げとなり、管理されない土地は周辺に悪影響（ゴミ屋敷や荒廃農地）を及ぼす等、問題となっています。

そのため

詳しくは、法務省のHPを確認！

不動産の相続登記の申請が法律により義務化（R6年4月施行）

【農地】所有者不明農地は、荒廃する恐れが高く、荒廃すると固定資産税が1.8倍となる場合もあります。また、何代にも渡って相続申請を行わなかった場合、相続申請が膨大となり、事務に数十万円を要した事例もあります。相続登記されない農地等は、子や孫に大きな負担となり、農地の基盤整備事業を行う上でも障害となります。

子孫、親戚に迷惑をかける

今こそ！ 早めに！ 農地の相続登記を行いましょう！

- 使わない農地は、税金ばかり掛かり負担でしかない等のご意見を聞くことがあります。しかし、農業者が減少している現代、条件の悪い農地を買う人は極めて稀であり、借りる人も多くはありません。
- 令和5年4月から施行される「相続土地国庫帰属制度」を活用すれば、国に土地を帰属させることができますが、10年分の管理費を納付する必要があります（原野で約20万円）。
- 15年以上の農地中間管理権を設定する等の要件を達成することで、農家負担ゼロで取り組める基盤整備事業があります。条件の良い農地にして賃借する等、農地の有効活用をご検討下さい。